



「手話言語条例」 「障害者情報コミュニケーション促進条例」 を制定しました!

岡障害福祉室 ☎727・9506 ㊟727・3539

箕面市では、障害の有無に関わらず、誰もがお互いを尊重しながら暮らす共生社会の実現に向けて、「市手話言語条例」と「市障害者情報コミュニケーション促進条例」を制定しました。これらの条例をもとに、市ではさまざまな取り組みを進めていきます(下記参照)。

また、障害のあるかたが日常生活で感じる「困りごと」は、少しの配慮で解消できるものもあります。そのためのコミュニケーションの取り方などについて、当事者のお二人にお話を伺いました。

■「手話言語条例」とは…

手話は単なるコミュニケーション手段でなく、独自の文法体系を持つ言語であることを認識し、手話に対する市民の理解を深め、障害のあるかたがあらゆる機会の手話を使用し、意思疎通がはかれる社会をめざしたものです。

■「障害者情報コミュニケーション促進条例」とは…

さまざまな障害のあるかたが、日常生活のあらゆる場面で自分に合った手段(手話、要約筆記、点字、音訳など)を用いて情報を入手したり、コミュニケーションをとったりすることができる社会をめざしたものです。

市の取り組み

●聴覚障害者に向けて
市役所での手話通訳、手話通訳者・要約筆記記者の派遣、市民向け手話・要約筆記講習会の開催ほか

●視覚障害者に向けて
点字文書の送付、広報紙の点字版・音声版の作成、市民向け音訳講習会の開催ほか

市では、今後も2つの条例をもとにさまざまな機会や場面を想定し、手話の普及、コミュニケーションの支援に取り組んでいきます。各条例について、詳しくは市ホームページ(QRコード)をご覧ください



コミュニケーションをとろう! 当事者のお二人に話を聞きました

■聴覚障害のある赤塚光昭さん ～こんなことがありました～

電車の車内で、アナウンスが聞こえない、携帯電話の着信音が鳴っていることに気付かないということがあり、近くのかたにジェスチャーで教えてもらうこともありました。

また、街で道を尋ねられたとき、私が聞こえないと分かる「ごめんなさい」という素振りで行ってしまうことがあり、少し寂しく感じました。



知ってほしいこと

音に反応しない人、目で情報を探している人がいたら、「聞こえないのかも」と思って声をかけてみてください。聴覚障害者にとって、相手の口の動きや目を見ることはとても大事なため、マスクを外して、目を見ながら話してほしいです。また、障害があると分かっても遠慮はいりません。筆談や、スマホに打った文字を見せ合うなどで会話をしましょう!

■視覚障害のある上田一裕さん ～こんなことがありました～

券売機や自動販売機を利用するとき、何ができるように並んでいるか分からず困っていると、「お手伝いしましょうか」と声をかけてもらうことがあり、とてもうれしく感じました。音響信号のない横断歩道を渡るときも、「今は渡っても大丈夫ですよ」と声をかけてもらえると、とても助かりますね。



知ってほしいこと

白杖を持った、困っているようすのかたを見かけたら、相手に触れることなく、なるべく正面から声をかけてみてください。道を教えるときは「あれ」「それ」「こちら」などの指示語ではなく、「3時の方向に約200m」など、具体的に説明すると分かりやすいです。誘導するときは、見えない人にひじや肩を持ってもらうとスムーズです!

私たちの周りでは、「見えない」「聞こえない」など、さまざまな障害のあるかたが生活しています。お互いにコミュニケーションの方法を少し工夫するだけで、多くのことを話したり、助け合ったりすることができます。

困っている人を見かけたら、まず声をかけ、相手の話をよく聞いて「何が必要なのか」を確認しましょう。多様性を尊重し、コミュニケーションをとることが、お互いを認め合う豊かなまちにするための第一歩です。

■障害のあるかたとのコミュニケーションに役立つ講座やサークル活動にぜひご参加を!

市では、障害のあるかたとのコミュニケーションに役立つ、手話や要約筆記、音訳などを学ぶ講座を開催しています。また、地域のみなさんによるサークル活動も盛んです。

各種講座や、サークル活動について、詳しくは障害福祉室(☎727・9506 ㊟727・3539)へお問い合わせください。